

経常建設共同企業体の取扱いについて

令和5年3月8日
事業振興部工事管理課

優良な中小・中堅建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力・施工力を強化することを目的として結成する経常建設共同企業体（以下「共同企業体」という。）に関する北海道開発局の取扱いについて、主な申請要件をお知らせします。

この取扱いは、令和5・6年度の資格審査に適用します。

1 共同企業体の主な申請要件

(1) 構成員の数

構成員の数は、2社又は3社

(2) 構成員の組合せ

- ① 資本金の額若しくは出資の総額が20億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の会社若しくは個人
- ② 等級のある工事区分（「一般土木」、「建築」等の5工事区分）を申請する場合にあっては、同一の等級又は直近の等級に格付けされた有資格者又はこれと同等と認められる者

(3) 結成数

一の企業が本局及び各開発建設部ごとに結成することができる共同企業体の数は1とします。ただし、施工能力等からみて確実に継続的な協業関係を維持することができると思われる場合にあっては、**2まで結成**することができます。

(4) 結成数の制限（別紙参照）

(3)により同一部局において複数の共同企業体を結成する場合であっても、同一工事区分における重複登録はできません。

(5) 結成回数

資格の有効期間内に共同企業体としての競争参加資格を辞退した場合、その構成員は、当該資格の有効年度において、同一の発注機関における同一工事区分での共同企業体の結成は認められません。

ただし、構成員の破産、解散、廃業、合併による消滅その他のやむを得ない場合により共同企業体としての競争参加資格を辞退した場合を除きます。

2 単体企業と経常建設共同企業体との同時登録及び審査数値の加算調整

平成18年5月23日に「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」が改正されたことを受けて、同時登録及び審査数値の加算調整の取扱いを次のとおり改正します。

(1) 単体企業と経常建設共同企業体との同時登録の禁止（別紙参照）

一の発注機関（本局及び各開発建設部ごと）における同一工事区分の同一ランク（等級）での単体企業と当該企業を構成員とする経常建設共同企業体との同時登録はできません。

また、経常建設共同企業体が競争参加を希望する工事区分が一般土木の場合において、当該共同企業体の構成員に下位等級（C若しくはD等級をいう。以下同じ。）に格付けされた企業がいる場合に、当該共同企業体の競争参加を希望する部局（希望部局という。以下同じ。）が下位等級である構成員の本店所在地を管轄する部局（管轄部局という。以下同じ。）と異なる場合には、下位等級である構成員の単体企業としての競争参加資格は、当該構成員の管轄部局に対して停止となります。

なお、上記に関わらず政府調達に関する協定が適用される工事の入札に参加する場合は、経常建設共同企業体の入札参加を認める工事を除き、当該一の企業の競争参加資格を停止させません。

(2) 加算調整（別紙参照）

合併計画を明らかにした書面（次期の定期の競争参加資格の決定日までに合併契約を締結する旨が記載されたもの）を提出した場合に限り、有資格業者として決定を受けた日から令和5・6年度の競争参加資格の有効期限までの間、5%の加算調整を行います。

① 合併に至らなかった場合

加算調整の適用を受けた共同企業体が、次期の定期の競争参加資格の決定日（競争参加資格の有効期間開始日）までに合併契約を締結していない場合には、次期以降の競争参加資格の決定において、当該一の企業が構成員となる共同企業体には加算調整を行わないものとします。

② 共同企業体を解散した場合

加算調整の適用を受けた共同企業体が、次期の定期の競争参加資格の決定の時（競争参加資格の有効期間開始日）より前に解散したことにより、当該共同企業体の一の構成員が組合せを変更し、新たな共同企業体を申請した場合には、5%の加算調整は行わないものとします。

ただし、2社により構成される経常建設共同企業体のうち、1社が倒産したときなど、やむを得ないと認められる場合により解散した場合は除きます。

単体企業と経常建設共同企業体との同時登録の禁止

【例 1】単体と経常JVが同一ランク(等級)の場合は、同時登録できません。

経常JVの等級と構成員の等級が同一等級の場合は、単体の登録(競争参加資格)を経常JVの希望部局について停止します。

希望工事区分:一般土木			
	本店所在地	格付	備考
X社	札幌市	B	JV希望部局である札幌について、単体の資格が停止となります
Y社	函館市	B	JV希望部局である札幌について、単体の資格が停止となります
X・Y JV	札幌希望	B	

希望工事区分:一般土木			
	本店所在地	格付	備考
X社	札幌市	A	JV希望部局である札幌について、単体の資格が停止となります
Y社	札幌市	A	JV希望部局である札幌について、単体の資格が停止となります
X・Y JV	札幌希望	A	

【例 2】等級を設定していない工事区分は、同時登録できません。

等級を設定していない工事区分の場合、経常JVで登録したときは、単体の登録(競争参加資格)を経常JVの希望部局について停止します。

希望工事区分:維持			
	本店所在地	格付	備考
X社	札幌市	—	JV希望部局である札幌について、単体の資格が停止となります
Y社	札幌市	—	JV希望部局である札幌について、単体の資格が停止となります
X・Y JV	札幌希望	—	

【例 3】JVの格付等級が単体の等級よりランクアップしている場合には、同時登録できます。

X社(B等級)、Y社(B等級)ともにランク(等級)アップしているため、同時登録できます。

希望工事区分:一般土木			
	本店所在地	格付	備考
X社	札幌市	B	JVの等級が、単体の等級よりランクアップしているため、同時登録可能
Y社	札幌市	B	JVの等級が、単体の等級よりランクアップしているため、同時登録可能
X・Y JV	札幌希望	A	

【例4】単体と経常JVが同一ランク(等級)の構成員の一部は、同時登録できません。

X社はJVと同一ランク(等級)なので、X社(単体)の登録(競争参加資格)を経常JVの希望部局について停止します。

希望工事区分:一般土木			
	本店所在地	格付	備考
X社	札幌市	B	JV希望部局である札幌について、単体の資格が停止となります
Y社	札幌市	C	JVの等級が、単体の等級よりランクアップしているため、同時登録可能
Z社	札幌市	C	JVの等級が、単体の等級よりランクアップしているため、同時登録可能
X・Y・Z JV	札幌希望	B	

【例5】JVの工事区分が「一般土木」の場合で、構成員にC又はD等級の者がいる場合の取扱い。

同一ランク(等級)の構成員の一部は、同時登録できません。

また、構成員に下位等級(C若しくはD等級)の者がいる場合(例ではY社)は、その者の本店所在地管轄部局と異なる部局をJVが希望しているため、Y社(単体)の登録(競争参加資格)を、Y社の本店所在地について停止。

希望工事区分:一般土木			
	本店所在地	格付	備考
X社	札幌市	B	JV希望部局である札幌について、単体の資格が停止となります
Y社	函館市	C	本店所在地管轄部局である函館について、単体の資格が停止となります (C等級業者であり、自社管轄部局外をJVが申請しているため)
X・Y JV	札幌希望	B	

結成数と工事区分の登録

一つの開発建設部で、X社が結成できる経常JVの数と工事区分の登録(イメージ)

2JVまで結成可

工事区分 \ JV	X W	X Y
一般土木	◎	
建築		◎
舗装	◎	
鋼橋上部	◎	
PSコンクリート	◎	
しゅんせつ		◎
機械装置	◎	
管		◎
電気		◎
塗装	◎	
造園	◎	
防水加工		◎
さく井		◎
グラウト		◎
維持	◎	

どちらか一方のみ可。

最大2JVまで結成可とし、同一工事区分における重複登録はできません。(1JVに限る。)

↓

最大15コマまで可能

※「コマ」=ここでは、1JVが有する工事区分の数を指す。

※競争参加を希望する部局は、複数の開発建設部を登録できます。

加算調整

※ 合併計画を明らかにした書面(次期の定期の競争参加資格の決定日までに合併契約を締結する旨が記載された書面)を提出した場合

